

中小企業を取り巻く法的諸問題が把握できる一冊！

企業の悩みから理解する

弁護士として知っておきたい 中小企業法務の現在

〔編著〕 山下眞弘

〔著〕 半田望 堀田善之 中野知美 石田優一 山下宜子

企業の悩みから理解する
弁護士として
知っておきたい
中小企業法務
の現在

〔編著〕

山下眞弘

〔著〕

半田望 堀田善之 中野知美
石田優一 山下宜子

第一法規

本書の特長

- ◆中小企業が抱える法的諸問題について、弁護士目線で解説！
- ◆具体的な設例をもとに、弁護士が検討・留意すべきポイントを詳説！
- ◆中小企業の法務に必要な税の知識を税理士が解説！
- ◆法改正情報、判例、企業を取り巻く技術進展などが押さえられる一冊！

A5判 / 304頁 定価 3,190円(本体2,900円+税10%)

『企業法務判例クイックサーチ300[第2版]』も
好評発売中！



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

具体的設例を通じて、適切なアドバイスができるようになる!

目次

第1章 企業法務と資金調達 — ベンチャー経営

- 1 本章の概要
- 2 資金調達方法の選択
- 3 ベンチャー企業の株式設計
- 4 ベンチャー投資における法律問題
- 5 IPOとM&A
- 6 資金調達に関するその他の法律問題

第2章 中小企業の会社法

- 1 本章の概要
- 2 株主総会に関する諸問題
- 3 募集株式の発行に関する問題（発行手続の瑕疵、支配権維持目的）
- 4 取締役会の運営に関する諸問題
- 5 合同会社に関する問題

第3章 企業不祥事の防止

- 1 本章の概要
- 2 企業不祥事の類型
- 3 企業不祥事による民事責任
- 4 企業不祥事による刑事責任
- 5 企業不祥事の発生を予防するための対策

第4章 企業法務と労働問題 — 法改正の影響

- 1 本章の概要
- 2 「働き方改革」と中小企業の労務管理
- 3 有期雇用と無期雇用の労働条件
- 4 「解雇・雇止め」に関する諸問題
- 5 ハラスメントに関する諸問題
- 6 労災・安全配慮義務に関する諸問題
- 7 事業承継と労働関係 — 会社分割と事業譲渡

第5章 企業法務と相続・事業承継

- 1 本章の概要
- 2 株式の相続と事業承継
- 3 現金・預貯金及び金銭債権の相続
- 4 事業用財産・不動産の相続
- 5 株式の承継と遺留分侵害額請求権
- 6 相続人以外への事業承継 — M&A事業譲渡

第6章 企業法務と民事信託・信託税制

- 1 本章の概要
- 2 民事信託の基本スキームと機能
- 3 信託当事者及び信託関係人
- 4 民事信託の効果
- 5 信託契約書作成のポイント
- 6 遺言代用信託による事業承継
- 7 受益者連続型信託
- 8 指図権の活用と法的問題
- 9 信託税制

第7章 企業法務とAI — 知財とプライバシー

- 1 本章の概要
- 2 AIと社会
- 3 AI開発契約について
- 4 個人情報・プライバシーに関する留意点

判例索引

場合に、その取消しや無効等により、会社経営の円滑な遂行を妨げられることになる。そこで、確実に会社法上の手続を履行することが重要である。もっとも、非公開会社の場合は、公開会社と異なり、手続が簡略化されていることも多く、例えば、取締役会設置会社ではない場合や、書面投票を実施しない場合には、定時株主総会の招集通知についても、書面である必要はなく、電子メール等による招集も可能である。

そのため、弁護士としては、当該会社の機関設計等を正確に押さえたうえで、株主総会運用のアドバイスを行う必要がある。Xについては、取締役会設置会社であるため、書面での招集通知が必要となる旨をアドバイスすることとなる。

(1) 株主の権利

株主の所有する権利は、株式の内容としての権利と、これを基礎としてそこから派生した債権的権利が区別される。その分類の方法としては、自益権（株式が会社から直接的経済的利益を得ることを目的とする権利）と共益権（会社の管理運営に参加することを目的とする権利）、専断株主権（1株の株主でも行使できる権利）と少数株主権（一定の株式数を有する株主にのみ行使認められる権利）、絶対的権利（権利行使の結果が特株主に関係しない権利）と相対的権利（権利行使の結果が特株主に関係する権利）などがある。

(2) 株主総会の招集手続

ア 招集手続の概要

株主総会には、定時株主総会と臨時株主総会があり（会社法296条）、どちらの場合でも、取締役は、株主総会の日1週間前（公開会社の場合は2週間前）までに、株主に対してその通知を怠らなければならない（同法299条1項）。また、この通知は、株主総会に出席しない株主が書面又は電磁的方法によって投票が可能であると定めた場合及び株式会社が取締役会設置会社である場合には、書面で行う必要がある（同法2項）。したがって、それ以外の場合は、招集通知の方法は法定されていないことから、口頭、電話、電子メールなどで通知することも可能である。

招集通知が送られずに済んだ株主総会決議は不存となり、一部の株主に対する通知のみが欠けている場合は決議取消事由になるが、株主の全員

本書内容見本

1 本章の概要

中小企業においては、取締役や株主の関係が密であることから、取締役同士や株主と会社との関係が良好である場合は、円滑かつ柔軟な運営が期待できる。しかしながら、裏を返せば、このような会社でそれぞれの関係性や会社経営に対する方針に齟齬が生じた場合、それまでは「柔軟」であった手続に脆性が発見され、指摘される場合も往々にして存在する。そこで、本章では、中小企業で問題となる様々な場面のうち、その基本となる部分について、具体的なケースを用いて解説しながら、問題となるケースについては判例を引用しつつ解説することとする。

2 株主総会に関する諸問題

設例 Aは、兄B及び妻Cと出資を出し合って、珈琲豆の製造、販売を行うX株式会社（以下、「X」という）を設立し、A、B及びCが取締役となり、Aが代表取締役となった。監査役には、Aの知人であるDが就任している。Xの資本金の額は300万円、発行可能株式数は1,000株であり、発行済株式数は300株で、Aが200株、Bが50株、Cが50株をそれぞれ保有している。また、Xは、取締役会設置会社であり、株式の譲渡をするに当たり取締役会決議が必要な会社である。

Bは、Xにおいて珈琲豆の仕入れを担当しており、海外で珈琲豆を買い付けるため、住居も海外へ移っていた。Xでは、2020年3月31日の決算に係る定時株主総会を同年6月30日に実施することになったが、Aとしては、Bへの招集通知の発送が滞っており、Xについては、取締役会設置会社であるため、書面での招集通知が必要となる旨をアドバイスすることとなる。

ポイント

非公開会社では、株主の数が少なく、関係がもともと密であることもあり、株主総会の手続が正確に履行されていないケースがある。しかしながら、株主総会には、会社のあり方を定めるための重要な手続であり、また、正確に手続が履行されていないことで、後に株主間での紛争が発生したような

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>

第一法規 ストア

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書〈第一法規刊〉

書名	価格	部数
企業の悩みから理解する 弁護士として知っておきたい中小企業法務の現在 [072538]	定価3,190円(本体2,900円+税10%)	部
企業法務判例クイックサーチ 300 [第2版] [065730]	定価5,060円(本体4,600円+税10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

*消費税は申込日時時の適応税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 _____
ご住所

_____ 事務所名

フリガナ _____ TEL _____
ご氏名 様 ④ E-mail _____ ⑤

お客様個人情報の取扱いについて お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（<https://www.daiichihokico.jp/support/contact/contact.php>）からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL 0120-203-696 ☎FAX 0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先

〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印

弁中小法務 (072538) 2021.1 H0